

「やまなし食育推進応援団」事業実施要綱

(目的)

第1 山梨県（以下「県」という。）が食育活動に積極的に取り組んでいる事業者を「やまなし食育推進応援団（以下「応援団」という。）」として登録し、県民の日々の生活における食育実践活動を推進するとともに、その取り組みを広く周知することで、食育への意識啓発・高揚を図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2 登録の対象は、山梨県内に事業所を有する事業者及び団体等（以下、「事業者等」という。）とする。ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が経営する事業者は、登録の対象としない。

(登録要件)

第3 応援団とは、県内に事業所を有し次の何れかに該当する事業者等をいう。

(1) 次の何れかの活動に積極的に取り組む事業者等であること。

① 県産農産物 県産食材の活用促進	年間を通し県産農産物・県産食材を使用した料理やお弁当、惣菜、製品等を提供し、周知している。
② 食育啓発活動の実施	食育イベント、料理教室、地場産食材を使った料理や郷土料理等の紹介等の実施。 のぼり看板の設置、パネル展示、店内放送等
③ 外食事業におけるメニューブック等での積極的な情報提供の実施	熱量、タンパク質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量）から1項目以上を1食分の分量で表示する（熱量は必須）。 主な食材の原料原産地について表示する。 特定原材料の使用有無を表示する（特定原材料については食品表示法に基づく食品表示基準等に従う）。
④ 食事バランスガイドの活用	食事バランスガイドを用いたメニューの作成や、チラシ・ホームページへの掲載等
⑤ 食農体験等の機会の提供	食農体験や収穫祭などの消費者交流の機会を設け実施し、その取組を周知している。（単なるもぎ取り園除く）

※③に関して、表示義務があるものに関しては対象外。

(2) 「やまなししばルトメニュー」提供事業者

健康増進課の所管する、食塩の摂取を控え一定量以上の野菜が含まれる「やまなししばルトメニュー（弁当、飲食店で提供される料理）」を提供する事業者として受理されたもの。

(3) その他

食育推進活動に顕著に取り組んでいると特に認められる事業所・NPO法人・各種団体等

(取組内容)

第4 応援団は、次の項目に取り組むものとする。

- (1) 山梨県民に対する食育に係る情報の提供
- (2) 県との情報交換や食育活動への協力
- (3) 食育推進に係る普及啓発

(登録手続き)

第5 応援団に登録を希望する事業者等は、登録申込書(様式第1号)により必要事項を記載のうえ、電子メール又はやまなしくらしネットにより提出するものとする。なお、健康増進課で「やまなししぼルトメニュー届出書」が受理された事業者については、これをもって申し込みがあったものとする。

- 2 県は、提出された申請書の内容を確認し、登録要件等を満たしていると認めるときは、申請のあった事業者等を応援団として登録し、登録通知書(様式第2号)により登録した旨を通知する。
- 3 県は、ホームページ等で事業者情報や取組内容を紹介するとともに、登録した事業所等にステッカーを交付する。登録を受けた事業者等は、ステッカーを公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(ステッカーの第三者への貸与または譲渡の禁止)

第6 ステッカーの交付を受けた事業者等は、ステッカーを第三者に貸与または譲渡してはならない。

(登録内容の変更)

第7 登録を受けた事業者等は、登録した内容を変更しようとするときは、登録変更申込書(様式第3号)により、県に提出するものとする。

- 2 県は、登録変更申込書の内容を確認し、登録変更通知書(様式第4号)により登録変更した旨を通知する。

(登録の取消)

第8 登録を受けた事業者等が、第3条に定める登録要件を満たさなくなったとき又は事業所等を廃止する等の理由で取り組みを中止しようとする場合は、登録取消届(様式第5号)を県に提出するとともに、速やかにステッカーの掲示を中止するものとする。

- 2 県は、登録取消届の内容を確認し、県ホームページ等の掲載情報から削除する。

(登録の抹消)

第9 県は、登録を受けた事業者等が登録要件等を満たさなくなった場合や信用を失墜する行為を行うなど、応援団として適当でないとは判断した場合は、登録を抹消することができる。

- 2 登録を抹消された事業所は、速やかにステッカーの掲示を取り止めるものとする。

(情報管理等)

第10 登録を受けた事業者等は提供する情報について一切の責任を負うものとする。

2 第三者が提供情報を利用したことによるトラブル等については、当該利用者と登録を受けた事業者等との間で解決するものとする。

(シンボルマーク)

第11 ステッカーにデザインされているシンボルマークを商品のパッケージなどに使用するときは、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

(その他)

第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則 1 この要綱は、平成19年12月28日から施行する。

2 シンボルマークは、別に募集し、決定する。

附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年11月30日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

<参考>

「やまなししばルトメニュー」販売整備事業実施要領 3

(2) 基準

次の①から⑤に掲げる項目、全てを満たしていること。

- | |
|--|
| <p>① 主食・主菜・副菜がそろっていること。</p> <p>② エネルギーが500kcal以上700kcal未満の範囲であること。</p> <p>③ 野菜(きのこ類・藻類含む、いも類・豆類は含まない)の量が120g以上であること。</p> <p>④ 食塩相当量が3.0g未満であること。</p> <p>⑤ 栄養成分(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量またはナトリウム)が表示されていること。</p> |
|--|

様式第1号

やまなし食育推進応援団 登録申込書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

やまなし食育推進応援団の登録を受けたいので申し込みます。

食育活動の 内 容	(例) 県産農産物・県産食材の使用 県産食材を使用しお弁当の提供を行い、メニューやHPにてその旨を記載している。
--------------	---

店舗、施設の名称	ふりがな		
所在地			
代表者名		担当者名	
電 話		ホームページアドレス	
F A X		電子メールアドレス	
営業時間	時 分 ~ 時 分 (24時間表示)		
定休日			
P R			

※ 申込書の内容(代表者名、担当者名除く)は、県のホームページ等で掲載しますの

で、ご承知ください。
様式第2号

やまなし食育推進応援団 登録通知書

令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

やまなし食育推進応援団に登録しましたので通知します。

1 登録番号

2 ステッカー交付枚数 枚

3 留意事項

- (1) ステッカーを公衆の見やすい場所に掲示してください。
- (2) ステッカーは、第三者に貸与または譲渡しないでください。
- (3) 登録を受けた事業所等は、登録した内容を変更しようとするときは、様式第3号により、県に申し込んでください。
- (4) 登録を受けた事業所等が、登録の取り消しを希望するときは、様式第5号によりあらかじめ県に届け出てください。また、取り消しの日からステッカーの掲示はしないでください。
- (5) 登録した事業所等が登録内容に沿った取り組みを行っていなかったことが判明した場合は、(4)の届け出があったものとみなし、登録を抹消することがあります。その場合、当該事業所等は抹消の日からステッカーを掲示しないでください。

様式第3号

やまなし食育推進応援団 登録変更申込書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

登録番号

住 所

事業所名

やまなし食育推進応援団の登録内容を変更したいので申し込みます。

1 変更の時期 令和 年 月 日

2 変更する内容

	変 更 前	変 更 後
取り組み内容		
店舗、施設の名称		
所在地		
代表者名		
電 話		
F A X		
ホームページアドレス		
電子メールアドレス		
営業時間		
定休日		

※ 特別な理由がない場合、変更の1ヶ月前までに届け出てください。

様式第4号

やまなし食育推進応援団 登録変更通知書

令和 年 月 日

殿

山梨県知事 印

やまなし食育推進応援団の登録内容を変更したので通知します。

様式第5号

やまなし食育推進応援団 登録取消届

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

(届出者)

住 所

氏 名

やまなし食育推進応援団の登録を取り消したいので届けます。
なお、登録取り消し日以降、ステッカーの提示は行いません。

1 登録の取り消しを届け出る事業所等

登録番号

事業所名

所在地

2 登録取り消しの時期

令和 年 月 日

※ 特別な理由がない場合、変更の1ヶ月前までに届け出てください。